

岐阜県テニス協会 会 則

第1章 名称

第1条 本会は、岐阜県テニス協会と称する。

第2章 事務所

第2条 本会の事務所は、岐阜県内に置く。

第3章 目的

第3条 本会は、岐阜県におけるテニス競技の普及、向上発展と会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第4章 事業

第4条 本会は、第3章に定めた目的を達成するために次の事業を行う。

1. (公財)岐阜県スポーツ協会及び東海テニス協会に対して岐阜県のテニス界を代表して加盟する。
1. 各種競技会及び予選の主管または後援。
1. 各種競技会に対する選抜・派遣並びに招致。
1. 競技の普及指導講習会の開催。
1. その他目的達成に必要な一切の事業。

第5章 団体加盟及び個人登録

第5条 本会は、岐阜県内においてテニス競技を採用している学校、事業所、同好クラブ等の団体を以て組織する。

第6条 本会の加盟団体となるには所要事項を記入した加盟申請書を提出して登録をしなければならない。

第7条 岐阜県内にて活動するテニス競技者等が、(公財)日本テニス協会・(公財)日本スポーツ協会等の定めにより、個人登録を必要とするときは、所定の手続きにより登録料を納付して、本会に登録することができる。

第6章 役員

第8条 1. 会長 1名。 1. 副会長 若干名。 1. 理事長 1名。 1. 副理事長 若干名。
1. 事務局長 1名。 1. 常務理事 若干名。 1. 監事 2名。
1. 他に名誉会長、顧問、参与を置くことができる。

第9条 役員任期

役員任期は、3年とし再任を妨げない。補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

第10条 役員選出

役員は、本会の加盟団体の代表者、もしくはその役員の中より選出する。

第11条 役員職務

会長は、本会を代表して会務を統括する。

副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。

理事長は、会長・副会長を補佐し、日常の業務に従事する。

副理事長は、理事長を補佐し理事長事故ある時はその職務を代行する。

事務局長は、本会の事務を担当する。

常務理事は、本会の事業を分担して業務を遂行し、それぞれの委員会を代表する。

監事は、会計の監査をする。

第7章 会議

第12条 本会の会議は、代表者会議と常務理事会に分ける。

第13条 代表者会議

1. 開催時期 毎事業年度終了後60日以内、及び会長が必要と認めた時。

1. 構成 加盟団体の代表者

1. 成立 本会議は、加盟団体の過半数（委任を含む）以上の出席を以て成立し、その過半数で議決する。

1. 議決権 本会の議決権は、加盟団体ごとに1つとする。
1. 機能 毎事業年度の事業計画、事業報告、収支予算、決算、役員を選出、会則の改定等について、常務理事会・各委員会より提出された議案について、審議、議決する。

第14条 常務理事会

1. 開催時期 会長及び役員が必要と認めた時。
1. 構成 会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長、常務理事。
1. 機能 毎事業年度の事業計画、事業報告、収支予算、決算、役員を選出、会則の改定等について、代表者会議に諮る議案を作成する。

第8章 委員会

第15条 本会は、事業を円滑に遂行するために次の委員会を置く。

財務委員会、広報委員会、競技委員会、強化委員会、普及委員会、審判委員会、医科学委員会

第16条 委員は、本会の加盟団体の代表者もしくはその役員の中より選出し、互選によって、委員長1名。副委員長若干名を選出する。

各委員会の委員に就任するには、当該委員会の承認を要する。

第17条 委員長・副委員長は、各委員会を代表して常務理事となり、常務理事会に出席して案件の審議に当たる。

第18条 財務委員会

1. 金銭の出納。 1. 協会財源の確保。

第19条 広報委員会

1. 協会の広報に関すること。 1. ホームページの開示・管理に関すること。

第20条 競技委員会

1. ベテランを含む各種競技会の企画、開催及びその派遣。

第21条 強化委員会

1. 国民体育大会、全日本都市対抗の代表選手の決定及びその派遣。
1. 選手の強化。 1. その他各種競技会の予選の主管及びその派遣。

第22条 普及委員会

1. 岐阜県民スポーツ大会の開催。 1. 公認指導員の育成、講習、検定。
1. テニス教室の開催。 1. その他普及に関すること。

第23条 審判委員会

1. 公認審判員の育成、講習、検定。 1. 各種競技会への審判員の派遣。

第24条 医科学委員会

1. 競技会及び予選会の医務に関すること。 1. 選手の強化に関すること。
1. 選手の健康管理に関すること。

第9章 会計

第26条 本会の経費は、次に掲げるものを以て充てる。

1. 加盟費。 1. 補助金。 1. 寄付金。 1. 登録料。 1. 事業収入。 1. その他。

第10章 事業及び会計年度

第27条 本会の事業及び会計年度は、毎年1月1日から始まり12月31日をもって終わる。

附則 本会則の施行は、昭和52年1月31日よりとする。

一部改定	昭和61年1月26日	一部改定	平成4年1月26日
一部改定	平成9年1月26日	一部改定	平成16年1月24日
一部改定	平成18年1月22日	一部改定	平成21年1月17日
一部改訂	令和3年1月10日	一部改訂	令和4年1月9日